

◎電気通信基盤充実臨時措置法の一部

を改正する法律

（平成二十三年六月一日法律第五九号）

一、提案理由（平成二十三年四月二〇日・参議院総務委員会）

○国務大臣（片山善博君）　電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

………（略）………
次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設の対象を拡大する等の措置を講ずる必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、平成二十三年五月三十一日までとされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成二十八年五月三十一日まで五年間延長することとしております。

第二に、整備促進措置の対象である高度通信施設について、遠隔教育又は遠隔医療に用いられる電気通信設備を追加することとしております。

第三に、独立行政法人情報通信研究機構が行う高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る利子助成業務を廃止することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりましたが、廃止期限の延長に関する改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひ申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○那谷屋正義君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢を踏まえつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行つていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、周波数オーディションに対する総務省の立場、NTT東西の機能分離を行うメリット・デメリット、光の道構想の目的・効果、災害に強い情報通信インフラの必要性等について質疑が行われました。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

もつて、事業法及びNTT法改正案及び基盤法改正案はそれぞれ多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月一九日)

(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法五八)の附帯決議と一括して掲載)

三、衆議院総務委員長報告(平成二三年五月二六日)

○原口一博君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢を踏まえつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行つていくため、法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

一一〇八

究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであります。

以上の三法律案は、参議院先議に係るもので、去る十八日本委員会に付託され、翌十九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行い、討論、採決の結果、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二十四日)

(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平二三法五八)の附帯決議と一括して掲載)